

平成30年9月18日公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

山形県金山町

I. 監査委員の審査及び議会への報告について

各指標の算定につきましては、総務省から示された平成30年度算定方法及び算定様式に基づき比率を算出し、算定の基礎事項を記載した書類について監査委員から審査していただき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、監査委員の意見を付して9月5日に議会へ報告いたしました。

II. 平成29年度決算における健全化比率、資金不足比率について

健全化判断比率【()は早期健全化基準比率】

- | | | | |
|-----------|--------|----------|-------------|
| ①実質赤字比率 | 実質赤字なし | (15.0%) | |
| ②連結実質赤字比率 | 実質赤字なし | (20.0%) | |
| ③実質公債費比率 | 8.5% | (25.0%) | 前年度対比+0.6% |
| ④将来負担比率 | 51.6% | (350.0%) | 前年度対比+12.9% |

資金不足比率【早期健全化基準比率20%】

- | | |
|---------------|--------|
| ①水道事業会計 | 資金不足なし |
| ②公共下水道事業特別会計 | 資金不足なし |
| ③農業集落排水事業特別会計 | 資金不足なし |

III. 監査委員の意見

別紙意見書のとおり

年 月 日	町長	副町長	総務課長	統轄課長	課長	課長補佐	係長	係員
				不在				



平成 30 年 8 月 27 日

金山町長 鈴木 洋 殿

金山町監査委員 松坂 忠良



金山町監査委員 栗田 保則



平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に伴う
審査意見について

のことについて、別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、次のとおり意見を提出する。

2. 審査の概要

健全化判断比率の審査は、7月23日に提出された平成29年度健全化判断比率、資金不足比率算定の基礎事項を記載した書類が適正であるかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の算定については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領に基づき審査したところ、適切に漏れなく算定されていると認められる。

4. 個別意見

(1) 健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計で実質収支の黒字や剰余額があり「実質赤字なし」となっている。

実質公債費比率については、前年度に引き続き改善されている。

将来負担比率については、前年度に減少したものとの今年度比率は増加となっている。

算定内容を分析した結果、実質公債費比率及び将来負担比率の要因は次のとおりである。

【実質公債費比率悪化要因】

- ① 平成16年度以降起債の抑制や、平成19年度から21年度まで政府資金等の高利率借入起債の補償金免除繰上償還を行ったことにより、公債費が低位にあり減少している。また、一般会計の起債残高のうち臨時財政対策債の占める割合が40.7%、平成26年度から発行している過疎債が32.8%となり交付税算入率が高まっている。
- ② 最上広域市町村圏事務組合への公債費負担金が増加している。
- ③ 普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の総額が減額され、分母となる標準財政規模が25億円を下回っている。

【将来負担比率悪化要因】

- ① 平成26年度より過疎指定を受け、大型事業による新規の起債発行により起債残高が増加している。
- ② 財源調整基金等からの繰入金により財源確保したことにより、充当可能基金残高が減少している。
- ③ 普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の総額が減額され、分母となる標準財政規模が減少している。

(2) 資金不足比率について

適用となる公営企業は、上水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業であるが、全ての会計で繰越金や内部留保資金等の剩余額を有していることから「資金不足なし」となっている。

今後、アメリカ政府の自国保護主義による強硬な経済対策等により世界経済は混迷していく。国内においては、東京オリンピック開催に向けた内需景気は高揚していくが、その後には担い手不足も伴い急速に経済悪化が見込まれる。日本は過去最大の借金を抱え、消費税増税を来年10月1日から行うものの、国債返済に伴う公債費や少子高齢化による社会保障費の増大等により安定した財源確保が困難となり、政府の強固な財政健全化政策により地方交付税を減額せざるを得ない状況となる。

当町においては、過疎指定を受け大規模な施設整備を続けて実施したことにより地方債残高が増加し、過疎債の元金償還により公債費は大幅に増加していくことが見込まれる。引き続き公債費負担の適正化、行政コストの軽減、特別会計の経営健全化など将来負担を見据えた予算の編成と執行を図り、町民から理解と共感を得られる財政運営を望むものである。

総括表① 健全化判断比率の状況（平成29年度決算）

Ver.29.00

(単位:%)					
地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
063614	山形県	金山町	—	—	8.5
団体区分	5.町村				51.6

↑※必ず選択して下さい。

標準財政規模 (千円)	早期健全化基準 うち臨時財政対策債 発行可能額	20.00	25.0	350.0
2,418,381	95,162	財政再生基準	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成29年度決算) Ver.29.00

団体名 山形県金山町

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一般会計		302,553	12.5
一般会計等に属する特別会計			
一般会計等			
小計		302,553	12.5
標準財政規模		2,418,381	100.0
実質赤字比率(%)		-12.51	*
国民健康保険特別会計		13,527	0.6
介護保険料特別会計		9,734	0.4
介護サービス事業		0	
後期高齢者医療特別会計		860	0.0
公営企業会計等による特別会計			
公営企業会計等による特別会計のうち			
合 計		1,635	0.1

会 計 名		資金不足・剩余額	(単位:千円)
水道事業会計		94,762	3.9
法適用企業	宅地造成事業以外		
小計	宅地造成事業		
標準財政規模	宅地造成事業		
実質赤字比率(%)	公共下水道事業特別会計	9,409	0.4
農業集落排水事業特別会計			
法非適用企業	宅地造成事業		
合 計	宅地造成事業	432,480	17.9
標準財政規模(再掲)		2,418,381	100.0
連結実質赤字比率(%)		-17.88	*

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成29年度決算)

Ver.29.00

団体名 山形県金山町

(単位：千円)									
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ク」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る財源と償 還する地方債の 償還金に充て たと認められる 額 (3②表 「合計※」 欄の数値を 転記)	一部債務組合等 に譲るに譲る ものに譲る もの	公債費に譲る に譲るに譲る ものに譲る もの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 額の元利償還 金 (3④表 「合計※」 欄の数値を 転記)	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額
平成27年度	341,916		138,389	11,097	3,155	191	3,684	118,827	188,215
平成28年度	350,831		154,018	9,882	3,255	140	3,282	111,359	200,953
平成29年度	326,931		167,715	11,688			2,607	86,339	201,066
実質公債費比率 (3カ年平均)									
平成27年度								7.57770	8.5
平成28年度								8.54563	
平成29年度								9.44556	
実質公債費比率 (単年度)									
⑯	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
平成27年度	584,462	1,825,737	122,908						
平成28年度	577,366	1,828,541	97,796						
平成29年度	593,055	1,730,164	95,162						
⑯の内訳									
PFI事業に係 る 債務の (省令第7 条第1号)	いわゆる五管協定 等により 債務の (省令第7 条第1号)	国営土地改良事業 並びに独立行政 法人森林総合研究 院等に係るため に譲り入れた借入 金の償還に對する 補助金 (省 令第7条第 5号)	社会公益団体以 外の者の債務を 引受けた場合に における経費の 支拂出 (省令第7 条第6号)	地方公共団体以 外の者の債務を 引受けた場合に における経費の 支拂出 (省令第7 条第6号)	損失補償又は保証 の建設のため に係る債務の 償還に對する補 助金 (省令第7 条第5号)	その他の 債務 (省 令第7 条第8号)	利子補給に係るも の (政令第12条第 4号)		
平成27年度									
平成28年度									
平成29年度									

(参考)

総括表④ 将来負担比率の状況（平成29年度決算）

Ver.29.00

団体名 山形県金山町

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負償額等 負担見込額		第三セクター等 (損失補償、借入、貸付)	連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
					地方道路公社	土地開発公社			
4,431,006	10,287	1,702,893	7,653	274,785	0	0	0	0	0
(分母比)	210	1	81	0	13				

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額		充当可能財源等 B —	充当可能財源等 C —	充当可能財源等 D —	将来負担比率 (%)
		うち都市計画税					
1,261,359	58,744	58,744	4,014,416	5,334,519	—	—	52
(分母比)	60	3	3	190			51.6

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B —	—	A - B	—	—	—
6,426,624	304	5,334,519	252	1,092,105	52	—	—
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D —	—	C - D	—	—	—
2,418,381	114	304,013	14	2,114,368	100	—	—